

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	航空法の一部を改正する法律案	府省名	国土交通省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	航空法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし			<input type="checkbox"/> 設定なし		※
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		※
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《遵守費用の分析に係る補足説明》

航空法第132条の2に規定されている飛行の方法は、無人航空機を飛行させる者自身が従うべき飛行の方法であり、当該方法に従って無人航空機を飛行させるために無人航空機に特殊な機能を持たせるための改造や人員を確保する必要はなく、追加的な費用は発生しないと考えられる。

《行政費用の分析に係る補足説明》

省令等の策定に係る費用が発生するものと考えられる。

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

本規制案は、現行制度に比して遵守費用や行政費用が発生するものの、国民の生命、財産に対する危害を未然に防ぐものであり、便益が費用を上回ると考えられる。

《代替案の設定に係る補足説明》

代替案として考えている「ガイドライン」の内容は、本改正案の内容と同様に以下のとおりとする。

- ・ 空港周辺など、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域及び人又は家屋の密集している地域の上空について無人航空機を原則として飛行させてはならない空域として設定する。
- ・ 無人航空機を飛行させる際に従うべき方法として、日中において飛行させること、周囲の状況を目視により常時監視すること、人又は物件との間に距離を保って飛行させること等を設定する。

《代替案との比較に係る補足説明》

（代替案における遵守費用）

無人航空機の操縦者は、安全確保のために、一般的に、当該ガイドラインの内容による必要があると考えられる。したがって、ガイドラインの制定により新たな費用は生じないと考えられる。

（代替案における行政費用）

ガイドラインの策定に係る費用が発生すると考えられる。

（代替案における便益）

ガイドラインを取りまとめて公表した場合、法的拘束力はないが、自主的な取組の範囲でガイドラインが遵守されれば、一定の安全性が確保される。

（費用と便益の関係）

代替案について、行政費用が発生するが、自主的な取組の範囲でガイドラインが遵守されれば、一定の安全性が確保されるため、便益が費用を上回る。その上で、改正案と代替案を比較すると、改正案の費用は代替案の費用を上回るが、便益については、罰則等による抑止効果が期待できない代替案に比べると改正案の便益は大きく上回るため、代替案よりも改正案が適切である。